

# 庄原市耐震改修促進計画(第3期計画) 概要版

## 1. 計画概要

本計画は、耐震改修促進法に基づき、市域の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等から市民の生命・財産等を保護することを目的とする。

●計画期間：令和3年度から令和7年度\*まで（5年間）  
※広島県耐震改修促進計画（第3期計画）の計画期間（令和3～7年度）との整合を図る。

## 2. これまでの取り組み 第2期計画 計画期間(平成28年度～令和2年度)

### (1) 【住宅】の耐震化への取り組みを促す環境の整備

【補助金】木造住宅耐震改修促進事業補助制度（H21年度～）

実績：耐震診断 H21～27年度 2件 H28～R2年度 2件 累計 4件  
 耐震改修 R2年度 1件

【補助金】ブロック塀等安全確保事業補助制度（R2年度～）

実績：相談件数 10件 うち、補助実績 3件

【専門家】木造住宅耐震診断設計資格者登録制度の運用 実績：9名登録(R2.4.1時点)

### (2) 【住宅以外の建築物】の計画的な耐震化

・多数の者が利用する建築物や、防災拠点となる建築物、避難路沿道の建築物などのうち、耐震改修促進法で定める規模以上の建築物について耐震化の推進を図った。

実績：〔多数の者が利用する建築物〕対象件数 16件 うち、除却 1件 耐震改修 2件  
 〔防災拠点建築物〕対象件数 2件 うち、除却 1件（総領支所北館）  
 〔避難路沿道建築物〕対象件数 1件 うち、耐震診断 1件

### (3) 取り組みによる耐震化の現状の評価と課題

- ・年1回の啓発資料の各戸配布による周知活動により、補助制度の活用実績は向上している。
- ・「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」の耐震化率は向上しているが、令和2年度末時点での目標値に達しておらず、県に比較して耐震化率が伸び悩んでいるため、さらなる普及啓発や効果的な支援の検討が必要である。
- ・多数の者が利用する建築物及び耐震診断義務付け対象建築物については、施設の将来計画を検討中であり、耐震改修が未実施の状況にあるため、所有者の耐震化への意識向上を図る必要がある。

対象	項目	進捗状況				備考
		従前値 (H28.3)	R3.3(R2年度)			
			目標値	現況	広島県	
住宅	耐震化率	57.5%	70%	62% (67.6%)	84.5%	( )内は新手法による耐震化率
多数の者が利用する建築物 (私有+市有の建築物)		86.3% (101/117)	91%	88.8% (104/117)	91.3%	耐震化未実施 13施設
対象建築物 耐震診断義務付け	大規模建築物【県指定】	0% (0/1)	目標設定なし	0% (0/1)	78.9% (206/261)	
	防災拠点建築物【県指定】 (総領支所、西城支所)	0% (0/2)	目標設定なし	50% (1/2)	92.7% (786/848)	※総領支所北館はR1除却済み
	避難路沿道建築物【県指定】	0% (0/1)	目標設定なし	0% (0/1)	9.1% (22/240)	耐震診断実施 1施設

## 3. 目標値設定と耐震化促進に向けた取り組み

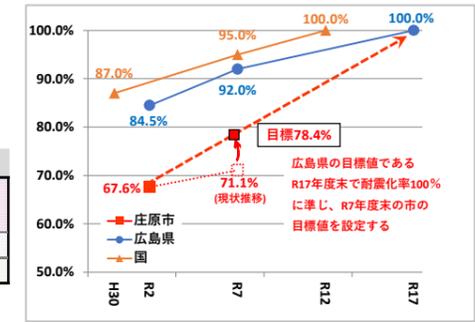
### (1) 耐震化の目標

#### 1) 住宅

・県計画の目標値を参考として、令和17年度末に耐震化率100%を長期的なゴールと設定し、そのうえで本計画の当面の目標を、令和7年度末に78.4%に設定する。

主体	現状	計画期間中の目標値	目指す姿
庄原市	R2年度末 67.6%	R7年度末 78.4%	R17年度末 100%
広島県	R2年度末 84.5%	R7年度末 92%	R17年度末 100%
国(※1)	H30年 87%	R7年 95%	R12年 概ね解消

※1：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会の資料  
 「住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について」より



#### 2) 住宅以外の建築物

##### ①多数の者が利用する建築物

- ・多数の者が利用する建築物について、国は耐震化の目標を設定していないが、県計画は令和12年度末に耐震化率を100%とするゴールを設定している。
- ・本計画は県計画を参考として、令和12年度末の耐震化率を100%とする長期的なゴールを設定し、引き続き耐震化を促進する。(対象13施設)

主体	現状	計画期間中の目標値	目指す姿
庄原市	R2年度末 88.8%	数値目標は設定しない	R12年度末 100%
広島県	R2年度末 91.3%	R7年度末 96%	R12年度末 100%
国(※1)	H30年 89%	数値目標は設定しない	数値目標は設定しない

※1：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会の資料  
 「住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について」より

##### ②耐震診断義務付け対象建築物

- ・国の基本方針及び県計画を参考に、耐震化による被害軽減効果が高い「大規模建築物」「防災拠点建築物」「避難路沿道建築物」の耐震診断義務付け対象建築物についての目標を設定する。
- ・該当施設は本市では残り3施設であり、国及び県計画に準じて、令和7年度末に概ね解消を目標とする。

主体	現状	計画期間中の目標値
庄原市	R2年度末 25%	R7年度末 概ね解消
広島県	R2年度末 75.2%(※2)	R7年度末 概ね解消
国(※1)	R2年4月 74%(※3)	R7年 概ね解消

※1：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会の資料  
 「住宅・建築物の耐震化率の推計方法及び目標について」より  
 ※2：耐震診断義務付け対象建築物 1,349件中 1,014件耐震性あり(県計画より)  
 ※3：耐震診断義務付け対象建築物 15,697件中 11,659件耐震性あり

### (2) 第3期計画における耐震化促進に向けた取り組み

#### 【住宅】

- ・現在の補助制度は「耐震診断」と「耐震改修工事」に分かれており、改修工事に必要な「補強設計」への補助を実施していないことも改修工事の実施に至らない一因と考えられるため、補強設計から改修工事までを一本化して補助する「総合支援メニュー」への移行を行う。
- ・また、耐震化率の向上に向けては、建替えや除却も有効であることから、これらも補助対象とする「住宅耐震化促進支援制度」の創設を検討し、総合支援メニューと併せて耐震化を促進する。

#### 【住宅以外の建築物】

- ・多数の者が利用する建築物に対して耐震改修を促すほか、耐震診断義務付け対象建築物については国の補助制度の活用を促すとともに、市独自の補助制度等の創設を検討する。
- ・避難路沿道建築物に該当するブロック塀については、「ブロック塀等安全確保事業補助制度」の普及啓発を実施し、除却や建替えを支援する。